第六章　マーケット・リスク
　第一節　算出方式の選択（第二百四十九条）
　第二節　内部モデル方式（第二百五十条―第二百五十七条）
　第三節　標準的方式
　　第一款　標準的方式によるマーケット・リスク相当額（第二百五十八条）
　　第二款　金利リスク・カテゴリー（第二百五十九条―第二百六十五条）
　　第三款　株式リスク・カテゴリー（第二百六十六条―第二百六十八条）
　　第四款　外国為替リスク・カテゴリー（第二百六十九条・第二百七十条）
　　第五款　コモディティ・リスク・カテゴリー（第二百七十一条）
　　第六款　オプション取引（第二百七十二条―第二百八十条）
第七章　オペレーショナル・リスク（第二百八十一条―第二百九十八条）
附則

第一章　定義

（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　子法人等　金融商品取引法（以下「法」という。）第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。

二　証券化取引　原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。ただし、特定貸付債権に該当するものを除く。

三　内部格付手法採用最終指定親会社　先進的内部格付手法採用最終指定親会社と基礎的内部格付手法採用最終指定親会社を総称していう。

四　事業法人等向けエクスポージャー　事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーを総称していう。

五　リテール向けエクスポージャー　居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーを総称していう。

六　適格引当金　内部格付手法を適用するエクスポージャー（証券化エクスポージャー及び株式等エクスポージャーに係るものを除く。）に対して計上されている個別貸倒引当金、部分直接償却額及び特定海外債権引当勘定に相当する額並びに第百二十七条の規定により内部格付手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金をいう。

七　金融機関　次に掲げる者をいう。

イ　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関

ロ　預金保険法第二条第五項に規定する銀行持株会社等

ハ　農林中央金庫

ニ　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

ホ　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合及び同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会並びに同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

ヘ　第一種金融商品取引業者（金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）であって法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。以下同じ。）

ト　最終指定親会社（法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。）

八　標準的手法　第三章並びに第五章第一節及び第二節第一款に定める方法により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

九　株式等エクスポージャー　次に掲げるものをいう。

イ　株式又は次に掲げるすべての性質を有するもの

(1)　償還されないこと。

(2)　発行体の債務を構成するものではないこと。

(3)　発行体に対する残余財産分配請求権又は剰余金配当請求権を付与するものであること。

ロ　金融機関の基本的項目に算入される資本調達手段（自己資本に算入される株式その他の金融商品を総称していう。以下同じ。）と同様の仕組みの金融商品

ハ　発行体の債務を構成する金融商品であって、次に掲げるいずれかの性質を有するもの

(1)　発行体が当該債務の支払を無期限に繰り延べることができること。

(2)　発行体による一定数のイ又はロに掲げる金融商品の発行により、債務を支払うことが条件とされていること又は発行体が一定数のイ及びロに掲げる金融商品の発行により債務の支払に充当することができること。

(3)　発行体による不特定数のイ又はロに掲げる金融商品の発行により債務を支払うことが条件とされており、かつ、他の条件が同じ場合は債務額の変動が一定数のイ及びロに掲げる金融商品の額に連動するものであること又は発行体の裁量で当該支払方法を選択できること。

(4)　当該金融商品の保有者がイ又はロに掲げる金融商品による弁済を要求する選択権を有すること。ただし、当該金融商品が債務と同様の性質を有するものとして取引されている場合又は債務として扱うことが適当であると認められる場合を除く。

ニ　返済額が株式からの収益に連動する債務、株式の保有と同様の経済的効果をもたらす意図の下に組成された債務、有価証券、派生商品取引その他の金融商品

十　標準的手法採用最終指定親会社　信用リスク・アセットの額の計算において標準的手法を使用する最終指定親会社及び当該最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の子法人等であって連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。）をいう。

十一　レポ形式の取引　担保付きで行う証券の貸借取引及び証券の買戻又は売戻条件付売買をいう。

十二　内部格付手法　第四章並びに第五章第一節及び第二節第二款に定める方法により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

十三　先進的計測手法　標準的手法採用最終指定親会社　オペレーショナル・リスク相当額の計算において先進的計測手法を使用する最終指定親会社及び当該最終指定親会社の連結子法人等をいう。

十四　適格格付機関　金融庁長官が別に定める者をいう。

十五　信用リスク区分　適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコア（経済協力開発機構の公的輸出信用ガイドライン取極めに基づいて付与されるカントリー・リスク・スコアをいい、輸出信用機関が当該取極めに基づいて付与するカントリー・リスクの評価の区分がこれと異なる場合には、当該輸出信用機関の区分をカントリー・リスク・スコアに紐付けたうえで用いるものとする。以下同じ。）に対応するものとして第四章において定める区分をいう。

十六　証券化エクスポージャー　証券化取引に係るエクスポージャーをいう。

十七　クレジット・デリバティブ　次に掲げるものをいう。

イ　法第二条第二十一項第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引

ロ　法第二条第二十一項第六号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引

ハ　法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引のうちイに掲げる取引に類似する取引

十八　プロテクション提供者　クレジット・デリバティブにより、信用リスク削減効果（第三章第六節に規定する信用リスク削減手法が、エクスポージャーの信用リスクを削減する効果をいう。以下同じ。）を提供する者をいう。